

年金積立金管理運用独立行政法人の第一期中期目標・中期計画と第二期中期目標（案）・中期計画（案）の新旧対照表

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成18年4月1日</p> <p>厚生労働大臣 川崎 二郎</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき、年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成22年〇月〇日</p> <p>厚生労働大臣 長妻 昭</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき平成18年4月1日付けをもって厚生労働大臣から指示があった平成18年4月から平成22年3月までの期間における年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するため、同法第30条第1項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成18年4月1日</p> <p>年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 川瀬 隆弘</p>	<p>独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第29条第1項の規定に基づき平成22年〇月〇日付けをもって厚生労働大臣から指示があった平成22年4月から平成27年3月までの期間における年金積立金管理運用独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を達成するため、同法第30条第1項の規定に基づき、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p> <p>平成22年〇月〇日</p> <p>年金積立金管理運用独立行政法人 理事長 川瀬 隆弘</p>	
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、平成18年4月から平成22年3月までの4年間とする。</p>	<p>第1 中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、平成22年4月から平成27年3月までの5年間とする。</p>			
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(1) 運用の基本的考え方</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のため</p>	<p>第2 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>(1) 運用の基本的考え方</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のため</p>	<p>第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項</p> <p>1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針</p> <p>年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のため</p>	<p>「独立行政法人整理合理化計画（以下、「整理合理化計画」とする。）」事務及び事業の見直し【年金積立金の管理・運用業務】 ○年金積立金の管理運用は、年金制度の長期的・安定的な運営に資する、重い責任を負つ</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>に、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。</p> <p>（1期 第5 1（1））</p> <p>（6）管理及び運用に関する具体的な方針の策定</p> <p>年金積立金の管理及び運用について、具体的な方針を策定すること。</p> <p>（1期 第5 1（6））</p>	<p>長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、<u>年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。</u></p> <p><u>（参考）</u></p> <p>○ <u>厚生年金保険法第79条の2（同旨国民年金法）</u></p> <p><u>（略）積立金の運用は、積立金が厚生年金保険等の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。</u></p>	<p>に長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、<u>長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）</u>を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p>（1期 第8 1（1））</p> <p>（6）管理及び運用に関する具体的な方針の策定及び定期的見直し</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>（1期 第8 1（6））</p>	<p>に長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。</p> <p>このため、分散投資を基本として、<u>長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）</u>を策定し、年金積立金の運用を行う。</p> <p><u>なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。</u></p> <p><u>（注）年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。</u></p>	<p><u>た業務であることにかんがみ、株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散など、運用委員会の専門性を十分に活用しつつ適切な管理運用を推進するとともに、広報活動を通じて事業成果に対する説明責任の所在の明確化を一層推進する。</u></p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
	<p>○ <u>年金積立金管理運用独立行政法人法第20条第2項</u> <u>（略）資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮するとともに、年金積立金の運用が市場その他の民間活動に与える影響に留意しつつ、安全かつ確実を基本とし、年金積立金の運用が特定の方法に集中せず、かつ、厚生年金保険法第79条の2及び国民年金法第75条の目的に適合するものでなければならない。</u></p> <p><u>（注）年金積立金には、年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）附則第8条の規定に基づき管理及び運用を行う資産を含む。</u></p>			

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>(2) 運用の目標</p> <p>①実質的な運用収益の確保</p> <p>年金財政は、実質的な運用利回り（貸金上昇率を上回る運用利回り）が確保される限り基本的には影響を受けないことから、年金財政上の諸前提（別添）における実質的な運用利回りを確保するよう、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>(1期 第5 1(2))</p> <p>②市場平均収益率の確保</p> <p>各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。</p> <p>(1期 第5 1(2))</p>	<p>2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1) 運用の目標</p> <p>今後年金制度の抜本的な見直しを予定しているとともに、年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方について検討を進めていることから、この運用目標は、暫定的なものであることに留意し、安全・効率的かつ確実を旨とした資産構成割合（以下「ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p> <p>その際、市場に急激な影響を与えないこと。</p> <p>(2) ベンチマーク収益率の確保</p> <p>各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。</p>	<p>(2) 運用の目標</p> <p>年金財政上の諸前提（別添）における実質的な運用利回りを長期的に確保するよう、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。</p> <p>また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。</p> <p>(1期 第8 1(2))</p>	<p>2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法</p> <p>(1) 運用の目標</p> <div data-bbox="1451 347 1825 719" style="border: 1px solid black; padding: 20px; text-align: center;"> <p>検討中</p> </div> <p>また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。</p> <p>ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。</p>	

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p data-bbox="174 236 546 300">(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p data-bbox="203 312 562 451">年金積立金については、分散投資による運用管理とともに、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p> <p data-bbox="232 539 495 571">(1期 第5 1 (3))</p> <p data-bbox="165 619 562 683">3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p data-bbox="174 695 398 722">(1) リスク管理の徹底</p> <p data-bbox="203 735 562 874">ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。</p> <p data-bbox="232 922 495 954">(1期 第5 3 (1))</p>	<p data-bbox="595 236 967 300">(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p data-bbox="624 312 983 491">年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。</p> <p data-bbox="624 504 983 722"><u>適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るとともに、複合ベンチマーク収益率(各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの)によるリスク管理を行うこと。</u></p>	<p data-bbox="1016 236 1388 300">(3) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p data-bbox="1046 312 1404 491">リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p> <p data-bbox="1075 539 1337 571">(1期 第8 1 (3))</p> <p data-bbox="1008 619 1404 683">3. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p data-bbox="1016 695 1388 802">(1) 基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオの管理その他のリスク管理</p> <p data-bbox="1046 815 1404 1066">基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオ又は移行ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p data-bbox="1046 1078 1404 1409">厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <p data-bbox="1075 1422 1180 1449">・資産全体</p>	<p data-bbox="1438 236 1809 300">(2) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理</p> <p data-bbox="1467 312 1825 491">リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。</p> <p data-bbox="1467 504 1825 834">また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金について、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <p data-bbox="1467 882 1572 909">①資産全体</p> <p data-bbox="1467 922 1825 1141">基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p data-bbox="1467 1153 1825 1292">また、<u>適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。</u></p> <p data-bbox="1467 1305 1825 1444">さらに、<u>資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率（各資産のベ</u></p>	<p data-bbox="1850 236 2074 531">「年金積立金管理運用独立行政法人の主要な事務及び事業の成敗に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏まえた見直しについて（以下、「見直し内容」とする。）</p> <p data-bbox="1850 544 2074 643">(1) 長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み</p> <p data-bbox="1850 655 2074 754">○リバランスの適切な実施に必要な機能の強化</p> <p data-bbox="1850 767 2074 1177">次期中期目標期間においては、いわゆるニューマネーがなくなることから、市場の動向に応じた資産の売却等を伴う適切かつ円滑なリバランスの実施が長期的に安定した収益の確保には不可欠。このために必要な機能の強化を図る。</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
		<p>資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各資産 <p>市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、<u>金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）</u>についても注視する。</p> ・各運用受託機関 <p>運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。</p> <p>また、<u>運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。</u></p> ・各資産管理機関 <p>資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。</p> <p>また、<u>資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。</u></p> ・自家運用 <p>運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。</p> 	<p><u>ベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）との乖離要因の分析等を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ②各資産 <p>市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、<u>外国資産については、カントリーリスクも注視する。</u></p> ③各運用受託機関 <p>運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。</p> <p>また、<u>運用体制の変更等に注意する。</u></p> ④各資産管理機関 <p>資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。</p> <p>また、<u>資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。</u></p> ⑤自家運用 <p>運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。</p> 	

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
		(1期 第8 3 (1))		
<p>(2) 運用手法</p> <p>長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とし、例外は確たる根拠がある場合に限るものとする。</p> <p style="text-align: center;">(1期 第5 3 (2))</p>	<p>(4) 運用手法について</p> <p>長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とする。例外については、これまでの運用実績も勘案し、適切に確たる根拠を説明できる場合に限るものとする。</p> <p>収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関等を適時に見直すこと。</p>	<p>(2) 運用手法</p> <p>年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮する必要があること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産ともパッシブ運用を中心とする。また、アクティブ運用は、運用手法として広く認められていることを前提とし、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(1期 第8 3 (2))</p>	<p>(3) 運用手法について</p> <p>年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮する必要があること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産ともパッシブ運用を中心とする。なお、アクティブ運用は、これまでの実績を勘案し、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする。</p> <p>また、ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行うなど運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直す。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>(1) 長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み</p> <p>○運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化</p> <p>収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進める。</p> <p>また、運用収益を確保する観点からは、現に運用を行う運用受託機関の選定が重要であることから、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直す。</p> <p>さらに、運用受託機関に対する委託手数料については、運用資産額の増減も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>4. その他</p> <p>(1) 財投債の引受け</p> <p>平成19年度まで、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の一部を財投債の引受けに充て、その管理及び運用を行うこと。</p> <p>(1期 第5 4 (1))</p>		<p>4. その他</p> <p>(1) 財投債の管理及び運用</p> <p>平成19年度まで、厚生労働大臣から寄託された年金積立金の一部を財投債の引受けに充て、償還時期の構成並びに満期保有とする財投債及び満期保有としない財投債の額及び種類に従い、管理及び運用を行う。ただし、満期保有とする財投債についても、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。</p> <p>なお、満期保有とする財投債については、第8の1の(2)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。</p> <p>(1期 第8 4 (1))</p>	<p>(4) 財投債の管理及び運用</p> <p>平成19年度までに引き受けた満期保有とする財投債について、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。</p> <p>なお、当該財投債については、第1の2の(1)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。</p>	
<p>2. 情報公開の徹底</p> <p>年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果等について、十分な情報公開を行い、年金積立金の管理及び運用に関する国民の理解と協力を得るよう努めること。</p> <p>(1期 第3 2)</p>	<p>3. 透明性の向上</p> <p>年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果等について、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図ること。</p>	<p>3. 情報公開</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るよう、運用の趣旨や仕組みをホームページに掲載するとともに、各年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況を含む。)等について、毎年1回(各四半期の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。))等については四半期ごとにホームページ等を活用して迅速な情報公開を</p>	<p>3. 透明性の向上</p> <p>年金積立金の管理及び運用に関して、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫し、引き続き、各年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況を含む。)等について、毎年1回(各四半期の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。))等については四半期ごとにホームページ等を活用して迅速に公表する。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>(4) 国民に対する広報活動の充実・強化</p> <p>○広報担当者を配置するなど運用の状況に関する説明責任を十分に果たすとともに、分かりやすい情報提供を推進し、年金積立金の長期投資について国民の十分な理解を得るための広報活動の充実・強化を図る。</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
	<p>また、運用委員会の専門性を十分に活用する観点から、運用受託機関等の選定過程においても、運用委員会の審議を経ること。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図ること。</p> <p>さらに、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に議事録を公表すること。</p>	<p>行う。</p> <p>なお、情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(1期 第2 3)</p>	<p>また、運用受託機関等の選定過程及び結果の公表、株主議決権の行使の考え方及び結果の公表の更なる充実により、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図る。</p> <p>これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。</p> <p>運用受託機関等の選定について、その過程においても、運用委員会の審議を経る。その際、管理運用委託手数料の水準についても審議の対象とするとともに、その透明性の向上を図る。</p> <p>加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、運用委員会の定めるところにより、一定期間を経た後に議事録を公表する。</p>	<p>(5) 上記に加えて、以下の事項についても取り組む。</p> <p>○運用委員会の議事録の公表</p> <p>運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に発言者名を明らかにした議事録を公表する。</p> <p>「整理合理化計画」 事務及び事業の見直し 【年金積立金の管理・運用業務】</p> <p>○年金積立金の管理運用は、年金制度の長期的・安定的な運営に資する、重い責任を負った業務であることにかんがみ、株式及び債券の自主運用等におけるリスク分散など、運用委員会の専門性を十分に活用しつつ適切な管理運用を推進するとともに、広報活動を通じて事業成果に対する説明責任の所在の明確化</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
				を一層推進する。
<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) ポートフォリオの策定</p> <p>ポートフォリオは、年金財政上の諸前提（別添）と整合的なものとなるように策定することとし、その際、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とすること。 年金財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 <p>なお、財投債の引受けが平成19年度まで、財政融資資金に預託された年金積立金の償還が平成20年度まで継続することを踏まえて、年金積立金全体についてのポートフォリオを策定すること。</p> <p>(1期 第5 2(1))</p>	<p>4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) ポートフォリオの策定</p> <p>ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った資産構成とし、安全・効率的かつ確実なポートフォリオとすること。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行うこと。</p>	<p>2. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方</p> <p>基本ポートフォリオは、年金財政上の諸前提（別添）と整合的なものとなるように策定することとする。</p> <p>その際、年金財政上の諸前提における実質的な運用利回りを確保するような資産構成とし、年金財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。</p> <p>併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。</p> <p>(1期 第8 2(1))</p>	<p>4. 年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項</p> <p>(1) 基本ポートフォリオの基本的考え方</p> <p>基本ポートフォリオの策定に当たっては、運用目標に沿った安全・効率的かつ確実な資産構成割合とする。その際、世界経済の動向を注視し、それに適切に対応するとともに、特に株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行う。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>(1) 長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み</p> <p>○基本ポートフォリオの見直し</p> <p>①平成21年財政検証（注）を踏まえた運用目標に基づき、基本ポートフォリオの見直しを行う。</p> <p>②市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、長期的な観点からみて策定時に想定した運用環境の現実からの乖離が認められる場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じ基本ポートフォリオの見直しの検討を行う。</p> <p>（注）平成21年財政検証の経済前提：賃金上昇率に対する実質的な運用利回り＝1.6%（長期）</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容																									
		<p data-bbox="1016 237 1263 261">(2) 基本ポートフォリオ</p> <p data-bbox="1048 277 1408 416">基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。</p> <p data-bbox="1048 432 1408 759">財政融資資金に預託された年金積立金が全額償還される平成20年度に実現することを目標として、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。</p> <table border="1" data-bbox="1037 767 1406 884"> <thead> <tr> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> <th>短期資産</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>67%</td> <td>11%</td> <td>8%</td> <td>9%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1037 895 1391 954">(目標収益率 3.37%、リスク (標準偏差) 5.55%)</p> <p data-bbox="1339 1010 1384 1034">(%)</p> <table border="1" data-bbox="1008 1042 1406 1350"> <thead> <tr> <th></th> <th>国内債券</th> <th>国内株式</th> <th>外国債券</th> <th>外国株式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乖離許容幅</td> <td>±8</td> <td>±6</td> <td>±5</td> <td>±5</td> </tr> <tr> <td>資産の変動幅</td> <td>59～67～75</td> <td>5～11～17</td> <td>3～8～13</td> <td>4～9～14</td> </tr> </tbody> </table>	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産	67%	11%	8%	9%	5%		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	乖離許容幅	±8	±6	±5	±5	資産の変動幅	59～67～75	5～11～17	3～8～13	4～9～14	<p data-bbox="1440 237 1686 261">(2) 基本ポートフォリオ</p> <div data-bbox="1451 272 1830 895" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 50px;"> <p data-bbox="1597 549 1686 572">検討中</p> </div>	
国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産																									
67%	11%	8%	9%	5%																									
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																									
乖離許容幅	±8	±6	±5	±5																									
資産の変動幅	59～67～75	5～11～17	3～8～13	4～9～14																									

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
		<p>(3) 移行ポートフォリオ</p> <p><u>基本ポートフォリオを実現することを目標にしている平成20年度までの間を移行期間とし、移行期間における各年度のポートフォリオ（以下「移行ポートフォリオ」という。）を策定及び管理することにより、市場への影響に配慮しつつ円滑に基本ポートフォリオの割合に移行させる。各年度の移行ポートフォリオは、前年度末（平成18年度の移行ポートフォリオについては、年金積立金管理運用独立行政法人設立時）に策定する。</u></p> <p><u>移行ポートフォリオは、当該年度を通じて、各資産ごとに、前年度末（平成18年度の移行ポートフォリオについては、特殊法人時の最終年度末（平成17年度末）の資産構成割合の値と当該年度の移行ポートフォリオの資産構成割合の値を結ぶ線に沿うように、乖離許容幅の下で、均等な割合で増加又は減少させることにより、当該年度末に達成されるべきものとする。</u></p> <p>(1期 第8 2 (3))</p>		

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>(2) ポートフォリオの見直し</p> <p>ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>(1期 第5 2(2))</p>	<p>(2) ポートフォリオの見直し</p> <p>市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であつても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。</p>	<p>(4) 基本ポートフォリオの見直し</p> <p>基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を毎年1回行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>(1期 第8 2(2))</p>	<p>(3) 基本ポートフォリオの見直し</p> <p>市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、急激な市場の変動があった場合には、中期目標期間中であつても、必要に応じて見直しの検討を行う。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>(1) 長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み</p> <p>○基本ポートフォリオの見直し</p> <p>①平成21年財政検証(注)を踏まえた運用目標に基づき、基本ポートフォリオの見直しを行う。</p> <p>②市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、長期的な観点からみて策定時に想定した運用環境の現実からの乖離が認められる場合には、中期目標期間中であつても、必要に応じ基本ポートフォリオの見直しの検討を行う。</p> <p>(注)平成21年財政検証の経済前提：賃金上昇率に対する実質的な運用利回り=1.6%(長期)</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>（4）市場及び民間の活動への影響に対する配慮</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮すること。</p> <p>また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮すること。</p> <p>（1期 第5 1（4））</p> <p>（3）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用額の規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成等への影響に配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。 	<p>5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>（1）市場及び民間の活動への影響に対する配慮</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。</p> <p>民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。</p> <p>企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。</p>	<p>（4）市場及び民間の活動への影響に対する配慮</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮するとともに、市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないよう配慮する。</p> <p>また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう配慮する。</p> <p>このため、運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。</p> <p>（1期 第5 1（4））</p> <p>（3）その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用額の規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成等への影響に配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 	<p>5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項</p> <p>（1）市場及び民間の活動への影響に対する配慮</p> <p>年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。</p> <p>また、民間企業の経営に対して影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。</p> <p>① 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。</p> <p>② 企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。</p>	

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>・ 企業経営等に与える影響を考慮しつつ、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。</p> <p>（1期 第5 3（3））</p>		<p>・ 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p> <p>（1期 第8 3（3））</p>	<p>③ 企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。</p>	
<p>（5）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。</p> <p>（1期 第5 1（5））</p>	<p>（2）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。</p> <p><u>その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。</u></p>	<p>（5）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>（1期 第8 1（5））</p>	<p>（2）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p><u>その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を図る。</u></p>	<p>「見直し内容」 （1）長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み ○キャッシュ・アウトに必要な機能の強化 次期中期目標期間においては、積立金を取り崩して毎年の年金給付に充てることが予定されていることから、市場の価格形成等に配慮しつつ円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保する必要がある。このために必要な機能の強化を</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
				図る。
	<p>第3 業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 管理及び運用の透明性の向上</p> <p>第2の3にあるとおり、管理及び運用業務の透明性の向上を図ること。</p>		<p>第2 業務の質の向上に関する事項</p>	
<p>3. 業務管理の充実</p> <p>業務の遂行状況の組織的かつ定期的な管理及び自己評価等を適切に行うとともに、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行うこと。</p> <p>(1期 第2 3)</p> <p>第3 業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 受託者責任の徹底</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底す</p>	<p>2. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守及び受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を徹底すること。</p> <p>また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。</p> <p>さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の新就職に関し適切な措置を講ずること。</p>	<p>3. 業務管理の充実</p> <p>中期計画及び年度計画の達成状況等を組織的かつ定期的に把握し、内部評価を実施することにより、業務の改善を図り、円滑な業務運営に資するよう努める。</p> <p>また、職員の意識改革を図り、法令遵守及び受託者責任の徹底を図る観点から、内部統制を含めた業務管理の充実を行う。</p> <p>さらに、外部監査は、毎年度実施することに加え、内部監査の充実・強化を図る。</p> <p>(1期 第1 3)</p> <p>第2 業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 受託者責任の徹底</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、責任体制の明確化を図るとともに、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第8の1の(6)に定める管理運用</p>	<p>1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備</p> <p>年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第1の1に定める管理運用方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p> <p>なお、リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図る。</p> <p>さらに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の新就職に関し一定の制約を設ける。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>(3) 内部統制の一層の強化に向けた体制整備</p> <p>○近年金融分野等において内部統制の強化が求められていることを踏まえ、運用リスクの管理やコンプライアンスの確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図る。</p> <p>「整理合理化計画」</p> <p>組織の見直し</p> <p>【組織体制の整備】</p> <p>○常勤監事等による監査機能の強化を図る。</p> <p>「整理合理化計画」</p> <p>運営の効率化及び自律化</p> <p>【業務運営体制の整備】</p> <p>○職員の研修、利益相反管理の強化等によ</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>ること。</p> <p>（1期 第3 1）</p>		<p>方針の遵守の徹底、制裁規程の制定及び周知並びに役職員への研修の実施等を行う。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。</p> <p>（1期 第2 1）</p>		<p>り、更なる内部統制の徹底を図る。</p>
<p>2. 業務運営能力の向上</p> <p>職員の採用に当たって、資質の高い人材を広く求めるとともに、職員の資質の向上を図るため、研修の充実、資格取得の奨励、他の関係機関との人事交流等に積極的に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図ること。</p> <p>（1期 第2 2）</p>	<p>3. 管理及び運用能力の向上</p> <p>法人全体の人件費を見据えつつ、引き続き、資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行うこと。</p>	<p>2. 業務運営能力の向上</p> <p>職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めるとともに、職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</p> <p>また、幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。</p> <p>（1期 第1 2）</p> <p>2. 専門性の向上</p> <p>職員の採用に際して、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材の確保を図る。また、内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努める。さらに、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施する。</p>	<p>2. 管理及び運用能力の向上</p> <p>法人全体の人件費等を見据えつつ、引き続き、金融分野の実務経験者といった資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用手法の見直しや制度変更等に応じ年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの整備等を行う。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>（2）運用高度化のための基盤の整備及び強化</p> <p>○専門性の向上を図る観点から、法人全体の人件費を見据えつつ、引き続き金融分野に精通した人材の中途採用を行うなど資質の高い人材の確保・育成を進めるとともに、運用の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、運用高度化のための基盤の整備及び強化を図る。</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>4. 事務の効率的な処理</p> <p>(1) 運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を適切かつ効率的に行うこと。</p> <p>(2) 業務及びシステムの最適化を図るため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施すること。</p> <p style="text-align: center;">(1期 第2 4)</p>		<p style="text-align: center;">(1期 第2 2)</p> <p>4. 事務の効率的な処理</p> <p>(1) 運用資産の管理等に関するシステムの整備を行うこと等により、厚生年金保険及び国民年金における積立金（以下「年金積立金」という。）の管理及び運用を適切かつ効率的に行う。</p> <p>(2) システム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコストの削減、業務運営の合理化及びシステム調達における透明性の確保等を図る。このため、業務・システムの監査及び刷新可能性調査を踏まえ、平成19年度までに業務及びシステムに関する最適化計画の策定及び公表を行い、その後速やかに当該計画を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(1期 第1 4)</p>		
	<p>4. 調査・分析の充実</p> <p>基本ポートフォリオに基づく管理・運用能力の向上のための調査研究を充実するとともに、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、年金積立金の運用主体として必要な調査研究を進めること。</p>	<p>2. 専門性の向上（再掲）</p> <p>職員の採用に際して、運用経験者を採用するなど、資質の高い人材の確保を図る。また、内外の経済動向を積極的に把握するとともに、先進的な事例等に関する情報収集に努める。さらに、管理運用手法の高度化等を進める観点からの調査研究を実施する。</p> <p style="text-align: center;">(1期 第2 2)</p>	<p>3. 調査・分析の充実</p> <p>内外の経済動向を積極的に把握するとともに、大学等の研究機関との連携の強化や先進的な事例等に関する情報収集に努め、年金積立金の管理・運用の高度化を進めるための調査研究を充実する。また、適切なリバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化し、必要な調査研究を進める。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>(1) 長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み</p> <p>○調査・分析の充実</p> <p>基本ポートフォリオに基づく管理・運用の更なる高度化を進めるための調査研究を充実するとともに、適切な</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
				リバランス及びキャッシュ・アウトを行うための市場に関する情報収集・分析を強化する。また、国内外の経済・金融動向や商品の多様化等に応じた運用手法に関する知見を集積し、今後の年金積立金の運用に活用する観点から、様々な資産構成で運用した場合のリスクやリターンなど、年金積立金の運用主体として必要な調査研究を進める。
<p>(3) 電子化・ペーパーレス化等により、事務の効率的かつ迅速な処理を推進すること。</p> <p>(1期 第2 4 (3))</p>	<p>5. 業務運営の情報化・電子化の取組</p> <p>情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図ること。</p>	<p>(3) 事務処理の電子化・ペーパーレス化を行い、事務の効率的かつ迅速な処理を推進する。</p> <p>(1期 第1 4 (3))</p>	<p>4. 業務運営の情報化・電子化の取組</p> <p>情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。</p>	
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直し、また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行う</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直すとともに、職員の努力及びその成果を適正に評価する</p>	<p>第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1. 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、経費節減の意識及</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>○組織面の見直し</p> <p>年金積立金の管理・運用を効率的・効果的に行う体制とする観点から、管理部門、調査研究部門及び運用部門</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>（1期 第2 1）</p>	<p>ことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>人事評価制度を実施する。</p> <p>（1期 第1 1）</p>	<p>び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>の各部門の人員配置を見直す。その際、管理部門については、法人全体の規模に見合った体制とする。また、専門的知識・経験を有する者の採用・育成に努める。</p>
<p>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、<u>特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上節減すること。</u></p> <p>このうち人件費については、「<u>行政改革の重要方針</u>」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、<u>国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。</u>これを実現するため、中期目標期間の最終年度までの間においても、<u>必要な取組を行うこと。</u></p> <p>併せて、<u>国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</u></p>	<p>2. 業務運営の効率化に伴う経費節減【P】</p> <p>一般管理費（退職手当、事務所移転経費、<u>人件費、事務所借料等</u>を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、<u>平成21年度比15%以上節減すること。</u></p> <p>このうち人件費については、<u>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施すること。</u></p> <p>さらに、<u>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。</u></p>	<p>5. 業務運営の効率化に伴う経費節減</p> <p>一般管理費（独立行政法人移行経費、退職手当、事務所移転経費を除く。）については、<u>効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて12%以上の節減を行う。</u></p> <p>このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、「<u>行政改革の重要方針</u>」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、<u>今後5年間において5%以上の削減を行う。</u>これを実現するため、<u>中期目標期間の最終年度までの間において、平成17年度を基準として4%以上の削減を行う。</u></p> <p>併せて、<u>国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。</u></p>	<p>2. 業務運営の効率化に伴う経費節減【P】</p> <p>一般管理費（退職手当、事務所移転経費、<u>人件費、事務所借料等</u>を除く。）については、<u>効率的な執行に努め、中期目標期間の最終年度において、平成21年度比15%以上の節減を行う。</u></p> <p>このうち人件費（退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除く。）については、<u>簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き行う。</u></p> <p>さらに、<u>経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</u></p>	<p>「<u>整理合理化計画</u>」 運営の効率化及び自律化 【<u>業務運営体制の整備</u>】 ○資産管理機関の見直しによる経費削減等の取組を通じ、年金積立金の管理運用業務の一層の効率化を図る。</p> <p>「<u>見直し内容</u>」 ○その他の業務全般に関する見直し ①効率化目標の設定 一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
<p>また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、<u>特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上節減すること。</u></p> <p>なお、管理運用委託手数料については、<u>運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準とすること。</u></p> <p style="text-align: center;">（1期 第2 5）</p>	<p>併せて、給与水準については、<u>目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</u></p> <p>また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、<u>短期借入に係る経費を除く。</u>）については、中期目標期間の最終年度において、<u>平成21年度比5%以上節減すること。</u></p> <p>なお、管理運用委託手数料については、<u>運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。</u></p>	<p>また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料を除く。）については、中期目標期間の最終年度において、<u>特殊法人時の最終年度（平成17年度）における資金運用業務に係る当該経費と比べて4%以上の節減を行う。</u></p> <p>なお、管理運用委託手数料については、<u>運用手法に応じ、効率的かつ合理的な水準を実現する。</u></p> <p style="text-align: center;">（1期 第1 5）</p>	<p>併せて、給与水準については、<u>引き続き着実に適正化に向けた取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</u></p> <p>また、業務経費（システム開発費、管理運用委託手数料、<u>短期借入に係る経費を除く。</u>）については、中期目標期間の最終年度において、<u>平成21年度比5%以上節減する。なお、管理運用委託手数料については、<u>運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。</u></u></p>	<p>②給与水準の適正化等 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を引き続き着実に実施する。</p> <p>また、給与水準については、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組んでいるところであるが、引き続き着実にその取組を進めるとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>「見直し内容」 （1）長期的に安定した収益の確保に向けた更なる取り組み ○運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化 収益確保のための運用手法の見直し及び運</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
				<p>用受託機関等の選定・管理の強化のための取り組みを進める。</p> <p>また、運用収益を確保する観点からは、現に運用を行う運用受託機関の選定が重要であることから、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時に見直す。</p> <p>さらに、運用受託機関に対する委託手数料については、運用資産額の増減も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。</p>
	<p>3. 契約の適正化</p> <p>契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まれない。）についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。この取組により、契約の適正化を推進すること。</p>		<p>3. 契約の適正化</p> <p>契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき引き続き適正化を推進する。</p>	<p>「見直し内容」</p> <p>③契約の点検・見直し</p> <p>契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約の見直しを更に徹底して行うとともに、一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まれ</p>

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
				ない。)についても、真に競争性が確保されているか、点検・検証を行うこととされている。 この取組により、契約の適正化を推進する。
第4 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。 (1期 第4)	第5 財務内容の改善に関する事項 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。 (1期 第3)	第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。	
		第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり (1期 第4)	第5 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり ※ 別表3については、財投債の期限前売却が可能となるよう、欄外に「投資回収金収入には寄託金償還にあてるための財投債の売却代金を含む」を記載	

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
		第5 短期借入金の限度額 <u>短期借入金の計画なし</u> （1期 第5）	第6 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 <u>20,000億円</u> 2. 想定される理由 <u>予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。</u>	
		第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 <u>なし</u> （1期 第6）	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 <u>現在保有する全ての宿舍（日野宿舍（横浜市）及び行徳宿舍（市川市））を売却する。</u>	
		第7 剰余金の使途 <u>なし</u> （1期 第7）	第8 剰余金の使途 <u>なし</u>	
（2）主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の神奈川県への移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。 （1期 第5 4（2））	第6 その他業務運営に関する重要事項 1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転により業務の円滑かつ効率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。	（2）主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。 （1期 第8 4（2））	第9 その他業務運営に関する重要事項 1. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。	
	2. 宿舍の売却手続き <u>宿舍の売却については、所要の手続きを完了させるよう努めること。</u>	（3）施設及び設備に関する計画 <u>なし</u> （1期 第8 4（3））	2. 施設及び設備に関する計画 <u>宿舍の売却については、所要の手続きを完了するよう努める。</u>	「整理合理化計画」 運営の効率化及び自律化 【保有資産の見直し】

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
				○日野宿舍等（2件）の存廃について検討し、事務所移転時を目的に、結論を得る。
			3. 中期目標期間を超える債務負担 <u>中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</u>	
		（4）職員の人事に関する計画 ①方針 <u>ア. 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。</u> <u>イ. 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価制度を実施する。</u> <u>ウ. 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</u> <u>エ. 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。</u> <u>オ. 幅広い職務を経験させるため、他の関係機関との人事交</u>	4. 職員の人事に関する計画 （1）方針 ① 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。 ② 職員の努力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。 ③ 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。 ④ 職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。	

中期目標（第1期）	中期目標案（第2期）	中期計画（第1期）	中期計画案（第2期）	見直し内容
		<p>流に取り組むことにより、業務運営能力の向上を図る。</p> <p>②人員に係る指標</p> <p>期末の常勤職員数については、期初の常勤職員数の100%以内とする。</p> <p>(参考1)</p> <p>期初の常勤職員数 81人 期末の常勤職員数 81人</p> <p>(参考2)</p> <p>中期目標期間中の人件費総額見込み</p> <p style="text-align: right;">2,961百万円</p> <p>ただし、上記の額は、退職手当及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）を除いた費用である。</p> <p style="color: blue; font-weight: bold;">(1期 第8 4 (4))</p>	<p>(2)人員に係る指標</p> <p>人員及び人件費の効率化に関しては、第3の2における人件費に係る経費節減目標に基づいて取り組む。</p>	

(別添)

○平成16年財政再計算における経済前提

物価上昇率

長期（平成21年以降） 1.0%

賃金上昇率

長期（平成21年度以降） 2.1%（実質 1.1%）

運用利回り

長期（平成21年度以降） 3.2%（実質的な運用利回り 1.1%）

(参考)

(単位：%)

	平成 18 (2006)	平成 19 (2007)	平成 20 (2008)	平成21 以降 (2009)
物価 上昇率	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金 上昇率	2.0	2.3	2.7	2.1
[実質]	[0.8]	[0.8]	[0.8]	[1.1]
運用 利回り	2.3	2.6	3.0	
[実質 (対賃 金上昇 率)]	[0.3]	[0.3]	[0.3]	3.2 [1.1]

(別添)

○平成16年財政再計算における経済前提

物価上昇率

長期（平成21年以降） 1.0%

賃金上昇率

長期（平成21年度以降） 2.1%（実質 1.1%）

運用利回り

長期（平成21年度以降） 3.2%（実質的な運用利回り 1.1%）

(参考)

(単位：%)

	平成 18 (2006)	平成 19 (2007)	平成 20 (2008)	平成21 以降 (2009)
物価 上昇率	1.2	1.5	1.9	1.0
賃金 上昇率	2.0	2.3	2.7	2.1
[実質]	[0.8]	[0.8]	[0.8]	[1.1]
運用 利回り	2.3	2.6	3.0	
[実質 (対賃 金上昇 率)]	[0.3]	[0.3]	[0.3]	3.2 [1.1]

<p><u>注1：物価上昇率は各年の数値、賃金上昇率及び運用利回りは各年度の数値を記載。</u></p> <p><u>注2：運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成19年度までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り（平成14年度末の預託実績より算出）を勘案した数値となる。</u></p>		<p><u>注1：物価上昇率は各年の数値、賃金上昇率及び運用利回りは各年度の数値を記載。</u></p> <p><u>注2：運用利回りは自主運用分の利回りの前提である。平成19年度までの運用利回りは、これに財投預託分の運用利回り（平成14年度末の預託実績より算出）を勘案した数値となる。</u></p>	
---	--	---	--